

改定後	改定前
<p><b>第4条（届出事項の変更等）</b></p> <p>1. 当社に届出した氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、職業、勤務先、<u>国籍、在留資格、在留期間</u>、取引を行う目的、およびその他の項目（以下総称して「届出事項」という）に変更が生じた場合、次項に定める場合を除き、会員は遅滞なく、所定の届出用紙の提出または電話・インターネットによる届出等の当社所定の方法により変更事項を届出するものとします。</p> <p>（略）</p> <p>6. 当社は会員への意思表示・通知について、当該意思表示・通知を省略しても会員に不利益がない場合にはこれを省略して意思表示・通知があったものとみなすことができるものとします。</p> <p><u>7. 当社は、日本国籍を保有せずに本邦に居住している会員に対し、国籍、在留資格、在留期間の届出を求めることがあり、当該会員は届出に応じるものとします。</u></p>	<p><b>第4条（届出事項の変更等）</b></p> <p>1. 当社に届出した氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、職業、勤務先、取引を行う目的、およびその他の項目（以下総称して「届出事項」という）に変更が生じた場合、次項に定める場合を除き、会員は遅滞なく、所定の届出用紙の提出または電話・インターネットによる届出等の当社所定の方法により変更事項を届出するものとします。</p> <p>（略）</p> <p>6. 当社は会員への意思表示・通知について、当該意思表示・通知を省略しても会員に不利益がない場合にはこれを省略して意思表示・通知があったものとみなすことができるものとします。</p>

改定後	改定前
<p><b>第6条（カードの貸与と取扱い）</b></p> <p>1. 当社は、会員に会員氏名・会員番号・有効期限等（以下「カード情報」という）をカード券面に印字<u>または登録</u>した会員の申込区分に応じたカード（以下家族カードを含む）を発行し、貸与します。会員は、カードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に自署するものとします（カードに署名欄がある場合に限る）。本会員は、カード発行後も、届出事項（第4条第1項の届出事項をいう）の確認（以下「取引時確認」という）手続を当社が求めた場合にはこれに従うものとします。なお、セキュリティ上の理由、当社と提携クレジットカードの発行に関し提携する会社その他の個人・法人（以下「提携会社」という）と当社との提携関係の変動・終了その他の事由により、会員番号が変更される場合があります、その場合、当社より新たな<u>カードを発行し、貸与します（ただし、カード券面はデザイン等が変更される場合がある）。</u></p> <p>2. カードの所有権は当社に属し、カードおよびカード情報はカード券面に印字<u>または登録</u>された会員本人以外は使用できないものとします。</p> <p>（略）</p> <p>4. 会員は、カードおよびカード情報の使用・保管・管理を善良なる管理者の注意をもって行うものとします。会員は、カードを他人に貸与・譲渡・質入・寄託またはカード情報を預託してはならず、また、理由の如何を問わず、カードおよびカード情報を他人に使用させまたは使用のために占有を移転させてはなりません。</p> <p>（略）</p>	<p><b>第6条（カードの貸与と取扱い）</b></p> <p>1. 当社は、会員に会員氏名・会員番号・有効期限等（以下「カード情報」という）をカード券面<u>上</u>に印字した会員の申込区分に応じたカード（以下家族カードを含む）を発行し、貸与します。会員は、カードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に自署するものとします（カードに署名欄がある場合に限る）。本会員は、カード発行後も、届出事項（第4条第1項の届出事項をいう）の確認（以下「取引時確認」という）手続を当社が求めた場合にはこれに従うものとします。なお、セキュリティ上の理由、当社と提携クレジットカードの発行に関し提携する会社その他の個人・法人（以下「提携会社」という）と当社との提携関係の変動・終了その他の事由により、会員番号が変更される場合があります、その場合、当社より新たな会員番号を含むカード情報をカード券面上に印字したカード（カード券面のデザイン変更を含む）を発行し、貸与します。</p> <p>2. カードの所有権は当社に属し、カードおよびカード情報はカード券面<u>上</u>に印字された会員本人以外は使用できないものとします。</p> <p>（略）</p> <p>4. 会員は、カードおよびカード情報の使用・保管・管理を善良なる管理者の注意をもって行<u>な</u>うものとします。会員は、カードを他人に貸与・譲渡・質入・寄託またはカード情報を預託してはならず、また、理由の如何を問わず、カードおよびカード情報を他人に使用させまたは使用のために占有を移転させてはなりません。</p> <p>（略）</p>

改定後	改定前
<p><b>第7条（カードの有効期限）</b></p> <p>1. カードの有効期限は、当社が指定するものとし、カード券面に印字され、<u>あるいは当社所定のウェブサイトおよびアプリケーション上に表示</u>された月の末日までとします。ただし、当社は、会員番号の変更その他の事情により、カード有効期限の満了前に新たなカードを発行することができるものとし、その場合当該新たなカードに適用のある会員規約が適用されます。従前のカードは、会員が新たなカードを受領したときから利用できなくなるものとします。また、届出住所宛に当社が送付した新たなカードが不着となった場合等、当該届出住所宛に新たなカードを発送しても到着しないと当社が認める場合および当社が定める一定期間カードの利用が認められない場合には、当社が定める期間の経過後に、従前のカードは利用できなくなるものとします。</p> <p>（略）</p>	<p><b>第7条（カードの有効期限）</b></p> <p>1. カードの有効期限は、当社が指定するものとし、カード券面<u>上</u>に印字された月の末日までとします。ただし、当社は、会員番号の変更その他の事情により、カード有効期限の満了前に新たなカードを発行することができるものとし、その場合当該新たなカードに適用のある会員規約が適用されます。従前のカードは、会員が新たなカードを受領したときから利用できなくなるものとします。また、届出住所宛に当社が送付した新たなカードが不着となった場合等、当該届出住所宛に新たなカードを発送しても到着しないと当社が認める場合および当社が定める一定期間カードの利用が認められない場合には、当社が定める期間の経過後に、従前のカードは利用できなくなるものとします。</p> <p>（略）</p>
<p><b>第11条（カードの再発行）</b></p> <p>当社は、カードの紛失・盗難・毀損・滅失等の場合には、本会員が当社所定の<u>方法で届け出を行い、</u>当社が適当と認めた場合に限り、カードを再発行します。この場合、本会員は、当社所定のカード再発行手数料を支払うものとします。</p>	<p><b>第11条（カードの再発行）</b></p> <p>当社は、カードの紛失・盗難・毀損・滅失等の場合には、本会員が当社所定の届けを提出し当社が適当と認めた場合に限り、カードを再発行します。この場合、本会員は、当社所定のカード再発行手数料を支払うものとします。</p>

改定後	改定前
<p><b>第13条（会員保障制度）</b></p> <p>（略）</p> <p>3. 次の場合は、当社はてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。</p> <p>①会員の故意または重大な過失に起因する損害</p> <p>②損害の発生が保障期間外の場合</p> <p>③会員の家族・同居人・当社から送付したカードまたはチケット等の受領の代理人による不正利用に起因する場合</p> <p>④会員が本条第4項の義務を怠った場合</p> <p>⑤紛失・盗難または被害状況の届けが虚偽であった場合</p> <p>⑥カードショッピング、キャッシングリボおよび海外キャッシュサービス取引等のうち暗証番号の入力を伴う取引についての損害（ただし、当社に登録されている暗証番号の管理について、会員に故意または過失がないと当社が認めた場合はこの限りではありません。）</p> <p><u>⑦会員が複数回に亘り類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が会員の過失に起因する場合</u></p> <p>⑧前条第2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害</p> <p>⑨戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害</p> <p>⑩その他本規約に違反する使用に起因する損害</p> <p>（略）</p>	<p><b>第13条（会員保障制度）</b></p> <p>（略）</p> <p>3. 次の場合は、当社はてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。</p> <p>①会員の故意または重大な過失に起因する損害</p> <p>②損害の発生が保障期間外の場合</p> <p>③会員の家族・同居人・当社から送付したカードまたはチケット等の受領の代理人による不正利用に起因する場合</p> <p>④会員が本条第4項の義務を怠った場合</p> <p>⑤紛失・盗難または被害状況の届けが虚偽であった場合</p> <p>⑥カードショッピング、キャッシングリボおよび海外キャッシュサービス取引等のうち暗証番号の入力を伴う取引についての損害（ただし、当社に登録されている暗証番号の管理について、会員に故意または過失がないと当社が認めた場合はこの限りではありません。）</p> <p>⑦前条第2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害</p> <p>⑧戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害</p> <p>⑨その他本規約に違反する使用に起因する損害</p> <p>（略）</p>

改定後	改定前
<p><b>第14条（カード利用の一時停止等）</b> （略）</p> <p>9. 当社は、当社が合併、株式交換、会社分割、事業譲渡その他の組織再編を実施しあるいは実施しようとする場合であって、貸金業法、割賦販売法その他の法令の確実な遵守のためカードの利用停止が必要と判断する場合には、事前に当社が相当と認める方法で告知の上、一定期間カードショッピング、キャッシングリボおよび海外キャッシュサービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。</p> <p><u>10. 当社は、当社における法令遵守の観点から当社が必要と認めた場合には、他のアカウントへのチャージ（送金）取引について、カードの利用を制限することができるものとします。</u></p>	<p><b>第14条（カード利用の一時停止等）</b> （略）</p> <p>9. 当社は、当社が合併、株式交換、会社分割、事業譲渡その他の組織再編を実施しあるいは実施しようとする場合であって、貸金業法、割賦販売法その他の法令の確実な遵守のためカードの利用停止が必要と判断する場合には、事前に当社が相当と認める方法で告知の上、一定期間カードショッピング、キャッシングリボおよび海外キャッシュサービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。</p>

改定後	改定前
<p><b>第16条（代金決済口座および決済日）</b> （略）</p> <p>3. 当社は、本会員の毎月の支払いに係るご利用代金明細情報を支払期日までに当社指定のウェブサイトにて閲覧可能な状態におくことにより会員に通知します（ただし、法令で別途定めがある場合または一部提携カードにおいては、カード利用代金明細書を郵送による方法で送付します）。<u>会員はVpass会員規約、Vpass安心サービス特約、</u>カードご利用代金WEB明細書サービス利用特約に同意の上、当社指定の方法により、ご利用代金明細情報をインターネット等で閲覧することができます。また、ご利用代金明細情報について書面による通知を希望する本会員は、当社指定の方法により当社へ申し出るものとし、当社がこれを承諾した場合あるいは法令上義務づけられる場合、当社は本会員の届出住所宛てに書面を送付します。当社は、書面による通知を実施する場合で、当該通知が当社の義務に属しない場合には、本会員に対し、書面による通知にかかる当社所定の手数料を請求することができます。本会員は、ご利用代金明細情報の内容に異議がある場合には、ご利用代金明細情報受領後10日以内に当社に対し異議を申出るものとし、ただし、支払いが書面による通知にかかる手数料または年会費のみの場合はご利用代金明細情報を通知しない場合があります。</p> <p>（略）</p>	<p><b>第16条（代金決済口座および決済日）</b> （略）</p> <p>3. 当社は、本会員の毎月の支払いに係るご利用代金明細情報を支払期日までに当社指定のウェブサイトにて閲覧可能な状態におくことにより会員に通知します（ただし、法令で別途定めがある場合または一部提携カードにおいては、カード利用代金明細書を郵送による方法で送付します）<u>会員はVpass</u>会員規約、カードご利用代金WEB明細書サービス利用特約に同意の上、当社指定の方法により、ご利用代金明細情報をインターネット等で閲覧することができます。また、ご利用代金明細情報について書面による通知を希望する本会員は、当社指定の方法により当社へ申し出るものとし、当社がこれを承諾した場合あるいは法令上義務づけられる場合、当社は本会員の届出住所宛てに書面を送付します。当社は、書面による通知を実施する場合で、当該通知が当社の義務に属しない場合には、本会員に対し、書面による通知にかかる当社所定の手数料を請求することができます。本会員は、ご利用代金明細情報の内容に異議がある場合には、ご利用代金明細情報受領後10日以内に当社に対し異議を申出るものとし、ただし、支払いが書面による通知にかかる手数料または年会費のみの場合はご利用代金明細情報を通知しない場合があります。</p> <p>（略）</p>
<p><b>第21条（期限の利益の喪失）</b> （略）</p> <p>4. 本会員は、第22条第1項第7号または第8号の事由に<u>該当したことが判明した</u>場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとし、</p> <p>（略）</p>	<p><b>第21条（期限の利益の喪失）</b> （略）</p> <p>4. 本会員は、第22条第1項第7号または第8号の事由により会員資格を取消された場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとし、</p> <p>（略）</p>

改定後	改定前
<p><b>第22条（会員資格の取消）</b></p> <p>1. 当社は、会員が次のいずれかに該当した場合、その他当社において会員として不適格と認めた場合は、通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとします。</p> <p>（略）</p> <p>2. 本会員の信用状態が悪化したと認められるときも前項に準ずるものとします。</p> <p><u>3. 当社は、会員が本条第1項第7号または第8号の事由に該当した場合、会員の保有する当社が発行する全てのカードについて通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとし、当社と会員とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。</u></p> <p>4. 会員資格を取消されたときは、当社が必要と認めた場合には、本会員は速やかにカードおよびチケット等当社から貸与された物品を当社に返還するものとします。また、会員資格を取消された場合、会員は当社に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとします。</p> <p>5. 当社は、会員資格の取消を行なった場合、カードおよびチケット等の無効通知ならびに無効登録を行い、加盟店等を通じてこれらの返還を求めることができるものとします。会員は、加盟店等からこれらの返還を求められたときは、直ちに当該加盟店等を通じて当社に返還するものとします。</p> <p>6. 本会員は、会員資格の取消後においても、カードを利用しまたは利用されたとき（会員番号の使用を含む）は当該使用によって生じたカード利用に係る全ての債務について支払いの責を負うものとします。</p>	<p><b>第22条（会員資格の取消）</b></p> <p>1. 当社は、会員が次のいずれかに該当した場合、その他当社において会員として不適格と認めた場合は、通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとします。</p> <p>（略）</p> <p>2. 本会員の信用状態が悪化したと認められるときも前項に準ずるものとします。</p> <p>3. 会員資格を取消されたときは、当社が必要と認めた場合には、本会員は速やかにカードおよびチケット等当社から貸与された物品を当社に返還するものとします。また、会員資格を取消された場合、会員は当社に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとします。</p> <p>4. 当社は、会員資格の取消を行なった場合、カードおよびチケット等の無効通知ならびに無効登録を行<u>ない</u>、加盟店等を通じてこれらの返還を求めることができるものとします。会員は、加盟店等からこれらの返還を求められたときは、直ちに当該加盟店等を通じて当社に返還するものとします。</p> <p>5. 本会員は、会員資格の取消後においても、カードを利用しまたは利用されたとき（会員番号の使用を含む）は当該使用によって生じたカード利用に係る全ての債務について支払いの責を負うものとします。</p>

改定後	改定前
<p><b>第31条 (リボルビング払い)</b></p> <p>1. リボルビング払いは、次のいずれかの方法で指定するものとします。</p> <p>①お店でリボ：カード利用の都度、カードショッピング利用代金の支払区分として、リボルビング払いを指定する方法。</p> <p>②いつでもリボ：事前に本会員が申出て当社が適当と認めた場合において、毎月の締切日（支払期日が10日の場合には前月15日、以下同じ）時点におけるカードショッピング利用代金が、本条に基づき本会員が指定した支払いコースの弁済金（元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額）の範囲内の場合には当該利用代金の支払区分を1回払い、当該弁済金（毎月支払額）を超えた場合は当該利用代金の支払区分をリボルビング払いにする方法。ただし、会員がカード利用の際に2回払い、ボーナス一括払い、分割払いを指定した場合は、当該利用代金の支払区分はカード利用の際に指定した支払区分となります。また、当社が指定する加盟店で利用した場合には、1回払いとなる場合があります。</p> <p>（略）</p>	<p><b>第31条 (リボルビング払い)</b></p> <p>1. リボルビング払いは、次のいずれかの方法で指定するものとします。</p> <p>①お店でリボ：カード利用の都度、カードショッピング利用代金の支払区分として、リボルビング払いを指定する方法。</p> <p>②いつでもリボ：事前に本会員が申出て当社が適当と認めた場合において、毎月の締切日（支払期日が10日の場合には前月15日、以下同じ）時点におけるカードショッピング利用が本条に基づき本会員が指定した支払いコースの弁済金（元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額）の範囲内の場合には当該利用代金の支払区分を1回払い、当該弁済金（毎月支払額）を超えた場合は当該利用代金の支払区分をリボルビング払いにする方法。ただし、会員がカード利用の際に2回払い、ボーナス一括払い、分割払いを指定した場合は、当該利用代金の支払区分はカード利用の際に指定した支払区分となります。また、当社が指定する加盟店で利用した場合には、1回払いとなる場合があります。</p> <p>（略）</p>



改定後	改定前
<p><b>第31条（リボルビング払い）</b>  （略）</p> <p>2. 本会員は、会員がリボルビング払いを指定した場合において弁済金（毎月支払額）の支払いコースとして元金定額コースを指定したときは、5千円以上 <u>（ゴールドカードの場合は1万円以上）</u> の当社が指定する金額。（ただし、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額）または当社が適当と認めた金額に、毎月の締切日時点のリボルビング払いの未決済残高に応じて本条第4項に定める手数料を加算して、翌月の支払期日に支払うものとします。また、本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。なお、当社が定める日までに当社所定の方法で本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、弁済金（毎月支払額）を増額または減額できるものとします。また、入会時において、会員は支払いコースを残高スライド定額コース（標準コース）と指定したとみなします。</p> <p>（略）</p>	<p><b>第31条（リボルビング払い）</b>  （略）</p> <p>2. 本会員は、会員がリボルビング払いを指定した場合において弁済金（毎月支払額）の支払いコースとして元金定額コースを指定したときは、5千円以上の当社が指定する金額（ただし、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額）または当社が適当と認めた金額に、毎月の締切日時点のリボルビング払いの未決済残高に応じて本条第4項に定める手数料を加算して、翌月の支払期日に支払うものとしてします。また、本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。なお、当社が定める日までに当社所定の方法で本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、弁済金（毎月支払額）を増額または減額できるものとします。また、入会時において、会員は支払いコースを残高スライド定額コース（標準コース）と指定したとみなします。</p> <p>（略）</p>

改定後	改定前
<p><b>第33条（遅延損害金）</b></p> <p>1. 平成21年12月10日より前の請求に係る債務の遅延損害金は以下の通りとします。</p> <p>（略）</p> <p>②前①の場合を除き、本会員は、カードのショッピング利用に係る債務の支払金の<u>支払い</u>を遅延したときは、当該支払金（付利単位1,000円）に対し支払期日の翌日から完済の日まで、年14.6%を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、分割払いの支払分に対する遅延損害金は、分割支払金の合計の残金金額（付利単位1,000円）に対し商事法定利率（2020年4月1日以降に遅延した場合は民法の定める法定利率）を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割計算した額を超えないものとします。</p> <p>2. 平成21年12月10日以降の請求に係る債務の遅延損害金は以下の通りとします。</p> <p>①本会員は、カードの<u>ショッピング</u>利用に係る債務の期限の利益を喪失したときは、当該債務残高（付利単位1,000円）に対し期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、年14.6%を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いに係る債務については分割支払金の合計の残金金額（付利単位1,000円）に対し期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、商事法定利率（2020年4月1日以降に期限の利益を喪失した場合は民法の定める法定利率）を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。</p> <p>（略）</p>	<p><b>第33条（遅延損害金）</b></p> <p>1. 平成21年12月10日より前の請求に係る債務の遅延損害金は以下の通りとします。</p> <p>（略）</p> <p>②前①の場合を除き、本会員は、カードのショッピング利用に係る債務の支払金の支払を遅延したときは、当該支払金（付利単位1,000円）に対し支払期日の翌日から完済の日まで、年14.6%を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、分割払いの支払分に対する遅延損害金は、分割支払金の合計の残金金額（付利単位1,000円）に対し商事法定利率（2020年4月1日以降に遅延した場合は民法の定める法定利率）を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割計算した額を超えないものとします。</p> <p>2. 平成21年12月10日以降の請求に係る債務の遅延損害金は以下の通りとします。</p> <p>①本会員は、カードの利用に係る債務の期限の利益を喪失したときは、当該債務残高（付利単位1,000円）に対し期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、年14.6%を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いに係る債務については分割支払金の合計の残金金額（付利単位1,000円）に対し期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、商事法定利率（2020年4月1日以降に期限の利益を喪失した場合は民法の定める法定利率）を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。</p> <p>（略）</p>

改定後	改定前
<p><b>第35条（支払停止の抗弁）</b></p> <p>1. 会員は、リボルビング払い、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いにより購入した商品等について次の事由が存するときは、当該事由が解消されるまでの間、当社に対し当該事由に係る商品等について支払いを停止することができます。ただし、割賦販売法の規定の適用がないかその適用が除外される取引、商品・権利・役務についてはこの限りではありません。</p> <p>①商品等の引渡し、提供がなされないこと。</p> <p>②商品等に破損、汚損、故障、欠陥、その他の種類 <u>または</u>品質、数量に関して契約の内容に適合しない場合があること。</p> <p>③その他商品等の販売・提供について、加盟店に対して生じている事由があること。</p> <p>（略）</p> <p>5. 本条第1項の場合であっても、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできません。この場合、カードの利用による取引上の紛議は会員と加盟店とにおいて解決するものとします。</p> <p>①売買契約が会員にとって営業のためまたは営業として締結したもの（業務提供誘引販売個人契約・連鎖販売個人契約に関するものを除く）であるとき。</p> <p>②リボルビング払いの場合で、1回のカード利用に係る利用金額が3万8千円に満たないとき。</p> <p>③分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いの場合で、1回のカード利用に係る支払総額が4万円に満たないとき。</p> <p>④会員が日本国外においてカードを利用したとき。</p> <p>⑤第6条第3項に違反するなど会員による支払いの停止が信義に反すると認められるとき。</p> <p>（略）</p>	<p><b>第35条（支払停止の抗弁）</b></p> <p>1. 会員は、リボルビング払い、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いにより購入した商品等について次の事由が存するときは、当該事由が解消されるまでの間、当社に対し当該事由に係る商品等について支払いを停止することができます。ただし、割賦販売法の規定の適用がないかその適用が除外される取引、商品・権利・役務についてはこの限りではありません。</p> <p>①商品等の引渡し、提供がなされないこと。</p> <p>②商品等に破損、汚損、故障、欠陥、その他の種類 <u>又は</u>品質、数量に関して契約の内容に適合しない場合があること。</p> <p>③その他商品等の販売・提供について、加盟店に対して生じている事由があること。</p> <p>（略）</p> <p>5. 本条第1項の場合であっても、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできません。この場合、カードの利用による取引上の紛議は会員と加盟店とにおいて解決するものとします。</p> <p>①売買契約が会員にとって営業のため <u>に</u> または営業として締結したもの（業務提供誘引販売個人契約・連鎖販売個人契約に関するものを除く）であるとき。</p> <p>②リボルビング払いの場合で、1回のカード利用に係る利用金額が3万8千円に満たないとき。</p> <p>③分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いの場合で、1回のカード利用に係る支払総額が4万円に満たないとき。</p> <p>④会員が日本国外においてカードを利用したとき。</p> <p>⑤第6条第3項に違反するなど会員による支払いの停止が信義に反すると認められるとき。</p> <p>（略）</p>

改定後	改定前
<p>&lt;キャッシングリボ・海外キャッシュサービスの返済方法・回数、利率等&gt;</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●担保・保証人…不要</li> <li>●元本・利息以外の金銭の支払い・・・A T M手数料(取扱金額1万円以下:110円(含む消費税等)、取扱金額1万円超:220円(含む消費税等))・再振替等にかかる費用</li> <li>●本会員において、利息が利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えるときは、超える部分についての支払義務を負いません。</li> <li>●貸金業法第17条第1項の規定により交付する書面または同第6項で規定する書面に記載する返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、当該書面に記載する利用の後に行われる追加利用・繰上返済等により変動することがあります。</li> </ul>	<p>&lt;キャッシングリボ・海外キャッシュサービスの返済方法・回数、利率等&gt;</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●担保・保証人…不要</li> <li>●元本・利息以外の金銭の支払い・・・A T M手数料(取扱金額1万円以下:110円(含む消費税等)、取扱金額1万円超:220円(含む消費税等))・再振替等にかかる費用</li> <li>●本会員において、利息が利息制限法第1条に規定する利率を超えるときは、超える部分についての支払義務を負いません。</li> <li>●貸金業法第17条第1項の規定により交付する書面または同第6項で規定する書面に記載する返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、当該書面に記載する利用の後に行われる追加利用・繰上返済等により変動することがあります。</li> </ul>
<p>&lt;割賦販売用語の読み替え&gt;</p> <p>会員規約、特約、カード送付台紙、ご利用代金明細書、通知書、広告物等において割賦販売における用語を以下の通り読み替えます。</p> <p>(略)</p>	<p>&lt;割賦販売における用語の読み替え&gt;</p> <p>会員規約、特約、カード送付台紙、ご利用代金明細書、通知書、広告物等において割賦販売における用語を以下の通り読み替えます。</p> <p>(略)</p>

改定後	改定前
<p data-bbox="145 297 536 327">&lt;繰上返済の可否および方法&gt;</p> <p data-bbox="145 344 213 374">(略)</p> <p data-bbox="145 392 783 902">※6：本会員は、家族会員を本会員の代理人として、家族会員が家族カードまたはその会員番号を用いてA T M等で繰上返済を行わせることができます。家族カードまたはその会員番号を用いてA T M等で繰上返済の手続の全部または一部(手続が途中で中止された場合を含みます)が行われた場合は、家族会員が本会員の代理人として当該手続を行ったものとみなします。この場合、家族会員に対し、当該繰上返済の対象となる残高(本会員および家族会員のカードならびにそれらの会員番号の利用に基づく合計残高)が開示されます。</p> <p data-bbox="145 920 213 949">(略)</p>	<p data-bbox="810 297 1201 327">&lt;繰上返済の可否および方法&gt;</p> <p data-bbox="810 344 879 374">(略)</p> <p data-bbox="810 392 1449 902">※6：本会員は、家族会員を本会員の代理人として、家族会員が家族カードまたはその会員番号を用いてA T M等で繰上返済を行わせることができます。家族カードまたはその会員番号を用いてA T M等で繰上返済の手続の全部または一部(手続が途中で中止された場合を含みます)が行われた場合は、家族会員が本会員の代理人として当該手続を行ったものとみなします。この場合、家族会員に対し、当該繰上返済の対象となる残高(本会員<del>のカード</del>および家族会員のカードならびにそれらの会員番号の利用に基づく合計残高)が開示されます。</p> <p data-bbox="810 920 879 949">(略)</p>

改定後	改定前
<p>&lt;ご相談窓口&gt;</p> <p>1. 商品等についてのお問い合わせ・ご相談は、カードを利用された加盟店にご連絡ください。</p> <p>2. 宣伝印刷物の送付等営業案内の中止のお申出は、当社までお願いします。</p> <p>3. 個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ・ご相談は下記の当社お客様相談室までお願いします。</p> <p>4. 本規約についてのお問い合わせ・ご相談および支払停止の抗弁に関する書面については、下記の当社お客様相談室までご連絡ください。</p> <p>南都カードサービス株式会社  &lt;お客様相談室&gt;  〒630-0213 奈良県生駒市東生駒一丁目61番地7 南都地所東生駒ビル 4階  電話番号 0743-70-8881</p> <p>5. カードの紛失・盗難に関するご連絡は下記のVJ紛失・盗難受付デスクまでお願いします。</p> <p>&lt;VJ紛失・盗難受付デスク&gt;  フリーダイヤル 0120-919456  上記番号が繋がりにくい場合は下記番号をご利用ください。  東京03-6627-4057 大阪06-6445-3530</p> <p><u>※カードを利用しない場合には、利用開始する前に切断のうえ当社にご返却ください。</u></p>	<p>&lt;ご相談窓口&gt;</p> <p>1. 商品等についてのお問い合わせ・ご相談は、カードを利用された加盟店にご連絡ください。</p> <p>2. 宣伝印刷物の送付等営業案内の中止のお申出は、当社までお願いします。</p> <p><u>※カードを利用しない場合には、利用開始する前に切断のうえ当社にご返却ください。</u></p> <p>3. 個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ・ご相談は下記の当社お客様相談室までお願いします。</p> <p>4. 本規約についてのお問い合わせ・ご相談および支払停止の抗弁に関する書面については、下記の当社お客様相談室までご連絡ください。</p> <p>南都カードサービス株式会社  &lt;お客様相談室&gt;  〒630-0213 奈良県生駒市東生駒一丁目61番地7 南都地所東生駒ビル 4階  電話番号 0743-70-8881</p> <p>5. カードの紛失・盗難に関するご連絡は下記のVJ紛失・盗難受付デスクまでお願いします。</p> <p>&lt;VJ紛失・盗難受付デスク&gt;  フリーダイヤル 0120-919456  <u>※</u>上記番号が繋がりにくい場合は下記番号をご利用ください。  東京03-6627-4057 大阪06-6445-3530</p>